

平成12年3月22日(水曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	桜井幸夫	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第5号

第1回定例会

平成12年3月22日(木)

午前9時30分開議

再開

日程第	1	議第	4号	平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
"	2	議第	5号	平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第5号)
"	3	議第	6号	平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
"	4	議第	7号	平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
"	5	議第	8号	平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
"	6	議第	9号	平成11年度寒河江市病院事業会計補正予算(第3号)
"	7	議第	10号	平成12年度寒河江市一般会計予算
"	8	議第	11号	平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
"	9	議第	12号	平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
"	10	議第	13号	平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
"	11	議第	14号	平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
"	12	議第	15号	平成12年度寒河江市老人保健特別会計予算
"	13	議第	16号	平成12年度寒河江市介護保険特別会計予算
"	14	議第	17号	平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
"	15	議第	18号	平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
"	16	議第	19号	平成12年度寒河江市立病院事業会計予算
"	17	議第	20号	平成12年度寒河江市水道事業会計予算
"	18	議第	21号	寒河江市印鑑条例の一部改正について
"	19	議第	22号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
"	20	議第	23号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
"	21	議第	24号	寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について
"	22	議第	25号	寒河江市特別会計条例の一部改正について
"	23	議第	26号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
"	24	議第	27号	寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
"	25	議第	28号	寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について
"	26	議第	29号	寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について
"	27	議第	30号	寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について
"	28	議第	31号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
"	29	議第	32号	寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
"	30	議第	33号	寒河江市介護保険条例の制定について
"	31	議第	34号	寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について

- " 3 2 議第 3 5 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議第 3 6 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- " 3 4 議第 3 7 号 寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
- " 3 5 議第 3 8 号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- " 3 6 議第 3 9 号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
- " 3 7 議第 4 0 号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 3 8 議第 4 1 号 寒河江市手数料条例の全部改正について
- " 3 9 議第 4 2 号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- " 4 0 議第 4 3 号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- " 4 1 議第 4 4 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- " 4 2 議第 4 5 号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
- " 4 3 議第 4 6 号 寒河江市防災会議条例の一部改正について
- " 4 4 議第 4 7 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- " 4 5 議第 4 8 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- " 4 6 議第 4 9 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- " 4 7 議第 5 0 号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
- " 4 8 議第 5 1 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 4 9 議第 5 2 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について
- " 5 0 議第 5 3 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
- " 5 1 議第 5 4 号 寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更について
- " 5 2 議第 5 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- " 5 3 議第 5 6 号 土地の取得について
- " 5 4 議第 5 7 号 市道路線の廃止について
- " 5 5 議第 5 8 号 市道路線の認定について
- " 5 6 議第 5 9 号 平成 1 1 年度寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）
- " 5 7 請願第 1 号 年金制度改善に関する請願
- " 5 8 請願第 2 号 「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意見書提出に関する請願
- " 5 9 請願第 3 号 雇用安定創出を求める請願
- " 6 0 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告

(5) 予算特別委員長報告

日程第 6 1 質疑、討論、採決

” 6 2 議案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

” 6 3 議案第 2 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

” 6 4 議案第 3 号 雇用安定創出を求める意見書の提出について

” 6 5 議案説明

” 6 6 委員会付託

” 6 7 質疑、討論、採決

” 6 8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求
について

閉 会

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月28日及び3月6日及び21日に開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 1、議第 4 号から日程第 59、請願第 3 号までの 59 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 60、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12 番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 おはようございます。

総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 10 日午前 9 時 30 分から議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第 22 号、議第 23 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 30 号、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号、議第 55 号及び議第 56 号の 10 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 22 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「医長及び室長とあるが、室長は現在いるのか」との問いがあり、市当局より「室長は医師が兼務しています」との答弁がありました。

議第 23 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市特別会計条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「別表に土地の適正な価格とあるが、土地の適正な価格は決まっているのか」との問いがあり、当局より「毎年の地価公示価格によるものです」との答弁がありました。

議第 26 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 30 号寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 39 号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「地方分権一括法の制定による地方自治法の改正により、県知事の権限に属する事務の一部を市が処理するようになったのだが、市に移った項目はどのぐらいあるのか」との問いがあり、当局より「37 項目あるが、寒河江市に該当するのは 22 項目です」との答弁がありました。

議第 39 号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 40 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました

が、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 41 号寒河江市手数料条例の全部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より第 2 条第 2 項及び第 3 項の解釈についての問いがあり、当局より説明を受けてから、休憩を挟んで例を出しながら意見交換をし、内容を理解し合いました。

議第 41 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 55 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号土地の取得についてを議題としました。

土地開発公社理事の委員の退席を求めてから当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11 番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席し、当局より教育長ほか関係課長出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第24号、議第35号、議第42号、議第43号、請願第3号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第24号寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より寒河江市語学指導等に従事する外国人の資格要件についての問いがあり、当局より「資格要件については、財団法人自治体国際化協会で募集し、日本について関心、意欲を持ち、心身ともに健康で、原則として35歳未満で、大学の学士号を持ち、英語の堪能な方であるとか細かい条件があるようです」との答弁がありました。

委員より任期についての問いがあり、当局より「契約は1年間で、通算で契約の更新は2回までとなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「和室の使用はほとんどないようなので、使用料を取った場合、利用者がもっと少なくなるのではないか」との問いがあり、当局より「今までの利用形態は、1人幾らかということで、人数によって使用料を決定してまいりましたが、改正では、人数ではなく専有する時間によって使用料が決まることとなりますので、総体的には安く利用できるようになります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正についてと、議第43号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを、関連がありますので一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、それぞれ採決に入りました。

議第42号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号雇用安定創出を求める請願を議題とし、担当書記の請願文書の朗読の後、質疑、意見等に

入りました。

質疑、意見等を申し上げます。

委員より「有効求人倍率が非常に低いと言われて久しいが、管内ではどのような状態になっているのか。また、管内高校の就職の確定状況の現状について」の問いがあり、当局より「ハローワーク寒河江管内の有効求人倍率は、1月末現在で0.55で、11年度は0.5程度で推移しております。高校生の求職者数は、12年3月卒業予定者242名がおり、2月末現在で、内定者が238名、未定者が4名、専修学校では、求職者4名、内定者4名で全員決まっているようです。中学校については、本年の求職者はありませんでした」との答弁がありました。

委員より「願意妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16 番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 14 日午前 11 時 28 分から、市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 21 号、議第 27 号、議第 28 号、議第 29 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 33 号、議第 34 号、議第 36 号、議第 37 号、議第 38 号、議第 46 号、議第 51 号、議第 52 号、議第 53 号、請願第 1 号、請願第 2 号の 20 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに議第 7 号平成 11 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 8 号平成 11 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 号平成 11 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 21 号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 27 号寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金は今現在幾らあるのか」との問いがあり、当局より「平成 11 年度の見込みで 1 億 7,764 万 8,000 円です」との答弁がありました。

議第 27 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 28 号寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 29 号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より介護保険導入に伴う税の限度額と条例に対する考え方についての問いがあり、当局より「現在の限度額は53万円となっておりますが、法改正により、4月から国民健康保険税については53万円、介護保険については7万円に限度額が個別に定められる予定です」との答弁がありました。

委員より「4月からの改正となる条例等の改正はどうか」との問いがあり、当局より「条例については、専決処分に対応させていただきたいと考えております」との答弁がありました。

議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市介護保険条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険の認定漏れになっている方だけでなく、新たに認定漏れになる方に対しても市単独のサービスが低下することがないようにしてほしいと思うが、どうか」との問いがあり、当局より「介護保険の認定漏れの方や、日常生活において支援や指導を必要とする高齢者等を対象にしてホームヘルプサービスを提供していく考えです」との答弁がありました。

委員より「市直営のホームヘルパーは今後配置しないのか」との問いがあり、当局より「指定事業者の方をお願いしていきたいと考えておりますので、市直営のホームヘルパーを配置していく考えは今のところありません」との答弁がありました。

議第34号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「計画では、訪問看護や訪問リハビリを実施していくということになっているようだが、どういう内容か」との問いがあり、当局より「現在市立病院での訪問看護は、当病院を退院された方でどうしても自宅で看護しなければならないという方が対象です。訪問リハビリについても同様であります。人数的には三、四名であります」との答弁がありました。

また、委員より、「指定事業者の許可を受けて実施していくということになっているが、今後はどうか」との問いがあり、当局より「介護点数も定められましたので、認定を受けた指定事業者として訪問看護、訪問リハビリを実施してまいりたい」との答弁がありました。

議第36号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市防災会議条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議第 51 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 53 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「組合の財産はどのような状況にあるのか」との問いがあり、当局より「共立伝染病院は、河北病院内の西側に併設されていたもので、面積は建物 598.1 平米、土地 3,708 平米であります。起債の償還については、土地の分は河北町で負担し、建物については、河北町以外の構成市町で分担して負担しております。このたび建物の繰り上げ償還のために補正予算をお願いしており、構成市町合わせますと 1,370 万 8,000 円となっております」との答弁がありました。

また、委員より「実質的に河北町から河北病院に移管するという話にはなっていないのか」との問いがあり、当局より「組合のすべての財産を河北町に引き継ぐこととなりますが、実際は県の方に 5 年間貸して、その賃貸料を償還財源に充てるため、5 年間は河北町で管理して、その後は県の方に無償で譲渡するという考え方になっております」との答弁がありました。

議第 53 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号年金制度改善に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

委員より「四つの請願事項の内容は理想とするところではあるが、無理があるように思う。もう少し研究してみる余地があると思うので、継続して審査していきたい」。

また、委員より「以前より制度を改善してほしいということを審議してきた経過など、そうした過去の積み上げをもとにこの請願が出てきていると思う。少しずつ理想に向かっていくために地方議会から動いていくということもあるし、財政的なことはあっても理想に近づけていくことは必要であると思うので、ぜひ採択してほしい」。

また、委員より「国庫負担で実現していくということはありがたいことではあるが、財源が必要だ。高齢化の中で国においても年金制度については大変苦労している時期だと思うので、もう少し推移を見てからという気がする」などの意見がありました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 1 号については、「今後さらに慎重に検討すべきである」との多数の意見により継続審査に付すべきものと決しました。

次に、請願第 2 号「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 2 号については、「今後さらに慎重に検討すべきである」との多数の意見により継続審査に付すべきものと決しました。

以上をもって、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19 番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 13 日午前 9 時 30 分から、第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 5 号、議第 6 号、議第 44 号、議第 45 号、議第 47 号、議第 48 号、議第 49 号、議第 50 号、議第 54 号、議第 57 号及び議第 58 号の 11 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 5 号平成 11 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 5 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 6 号寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 6 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 45 号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 47 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 48 号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 48 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 49 号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 49 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 50 号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 50 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 54 号寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 54 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 57 号市道路線の廃止について、及び議第 58 号市道路線の認定については、関連がありますので一括して議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略してそれぞれ採決の結果、議第 57 号及び議第 58 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9 番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3 月 2 日午後 4 時 47 分から、本議場において開会いたしました。委員 23 名中 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと審査に入りました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）議第 10 号平成 12 年度寒河江市一般会計予算、議第 11 号平成 12 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第 12 号平成 12 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第 13 号平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第 14 号平成 12 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第 15 号平成 12 年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第 16 号平成 12 年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第 17 号平成 12 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第 18 号平成 12 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第 19 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計予算、議第 20 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第 4 号については、一つ、各基金の平成 11 年度末見込み額について。一つ、地域総合整備貸付資金の今後の見通しについて。一つ、寒河江サービスエリアの経営形態と入り込み状況について。

議第 10 号については、一つ、緊急雇用対策補助金の使途について。一つ、安東市仮面劇団講演の日程、訪問人員等について。一つ、高齢者ふれあいサロンの実施箇所数と運営について。福祉タクシー事業の予算増額と該当要件等について。一つ、子育て相談の取り組みについて。一つ、し尿収集運搬業務の民間移行について。一つ、PAO2 丁目ビルの所有者の経営状況や不動産鑑定結果等について。一つ、西寒河江のメリヤス業の経営状況と支援について。一つ、外国語指導助手の活用について。一つ、学習生活指導補助員の活用について。一つ、学校給食調理業務委託料について。一つ、職員定数と出向職員等の内訳について。一つ、国、県道の通学路の除雪について。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、議第 11 号から議第 20 号までについては、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3 月 9 日午後 2 時 20 分から、本議場において本特別委員会を再開しました。委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、審査に入りました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 59 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

議第 59 号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

一つ、今年度の除雪の一斉出動回数と 1 回当たりの経費について。一つ、今年度の除雪費の見通しについて。一つ、畑街道の除雪の時期について。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされ、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3 月 21 日午前 9 時 30 分から、本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 4 号から議第 59 号までの 13 案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 4 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 10 号については、チェリークア・パーク民活エリアの開発についての質疑があり、分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 11 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 12 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 13 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 14 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 15 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 16 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 17 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 18 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 19 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 20 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 59 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 61、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

議第 5 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 5 号は原案のとおり可決されました。

議第 6 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 6 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 6 号は原案のとおり可決されました。

議第 7 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。22番遠藤聖作議員。

〔遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と、現在の市政のありように少なからず心を痛めている市民の声を代表して、平成12年度一般会計予算案に反対する立場で討論に参加をいたします。

地方自治体の役割は、ことし4月から施行される新しい地方自治法を引き合いに出すまでもなく、住民福祉の増進を図ることを基本として地域住民に身近な行政を担うことにあります。御承知のように今、国、地方とも未曾有の財政危機に直面しています。政府見通しによれば、2000年度末の長期債務残高は、国が485兆円、地方が187兆円で、重複分を除いても国、地方を合わせた債務残高は645兆円にもなります。政府の2000年度の一般会計予算額が84兆9,800億円ですから、実に国家予算の7.6倍、国民1人当たりの負担が510万円という途方もない借金依存の財政状況となっています。このような返済の当たらない異常な長期債務は、先進資本主義国の中ではほかに例を見ないもので、事実上財政破綻状態にあると言わなければなりません。

ところで、寒河江市も、この10年近く、補助金のつくものはむろんのこと、単独事業も全面受け入れを表明し、どんどん市債を起こし、投資的事業を拡大してまいりました。その結果、本市の財政状況も危機的状況にあると言わなければなりません。高利の起債の繰り上げ償還などの努力を行ってきたものの、公債費残高は、190億円を突破し、県内類似都市の中では、東根市に次いで上から2番目であります。また、緊急支出に備える基金を毎年、当初予算から取り崩すなどの苦しい財政運営を続けてきた結果、保有高に至っては13市中最低額で、ほとんど底をついた状態にあります。

佐藤市長は、こうした指摘に対して「後年度に交付税で返ってくる有利な起債を多く活用しているので、心配はない」とよく言いますが、財政破綻状態の政府の約束に無比判に追隨していきやり方は改めるべきであります。

寒河江市では、この間、チェリーランドやチェリークア・パークなどの大規模プロジェクト事業を積極的に推進する一方で、「行政改革」を錦の御旗にして、小学校の給食調理業務の民間委託、国庫に納付義務のない市の各種使用料・手数料への消費税分の上乗せ、各種補助金の一律カット、白岩出張所の廃止などを強行して、住民に負担を転嫁する施策を行ってまいりました。スポーツ少年団の上級大会への参加補助金なども、冠大会は該当させないなどと、関係者に諮ることもせず、一片の告示で決めてしまうなど、その手法にも大きな問題があります。

今年度予算でも、敬老祝い金の廃止など、お年寄りのささやかな楽しみまで奪おうとしています。

また、村山広域水道が供給する水道料金を値下げし、年間約1億円の節約になったにもかかわらず、寒河江市の水道料金は、4次拡張計画があることを理由に据え置くとしています。これでは、4次計画の事業計画も財政計画もない今の段階で、既に村山広域水道からの還元分をその財源に充てることを勝手に決めたこととなります。少なくともこの村山広域水道の利用料の値下げの問題は、以前の議会でも私どもが取り上げた経緯もあり、料金の引き下げの話があった段階で、その浮いた財源の使い道については、議会と協議するべきだと考えます。

下水道料金も新年度から引き上げられます。これらの問題は、市民の営業と生活に大きな影響をもたらすだけに、一般会計からの繰り入れの増額なども視野に入れて、公共料金のあり方を検討すべきだと考えます。

また、「行革」や「節約」を言うなら、今議会の一般質問でも私どもが取り上げましたように、公費の浪費を防ぐ最も可能性のある入札制度の改善になぜ大胆なメスを入れないのか。その片手落ちの進め方には疑問も指摘されなければなりません。

ことし4月から開始される介護保険制度では保険料は生涯にわたって徴収され、利用料を払わなければ制度も活用できないなど、文字どおり金の切れ目が人生の切れ目となるような時代に突入しつつあります。かねてから私たちが主張してきたように、介護激励金や貸しベッドの存続、紙おむつ支給の所得制限の撤廃など介護保険制度から外れる高齢者への市独自の福祉施策は一定の充実が見られますが、「せめて市独自に保険料や利用料の減免制度を創設して、利用者の負担を軽減すべきだ」という意見に佐藤市長は、厚生省の消極的な姿勢を踏まえて「その気はない」と一蹴しました。今、全国で問題になっている痴呆老人の認定に欠陥があることについても、「問題はない」と事態の深刻さを理解していません。

このことについては、全国の多くの自治体で厚生省と粘り強く交渉しながら、独自の保険料・利用料の減免

条項を挿入したり、痴呆老人の認定には独自の基準で臨むなど、住民の立場に立った姿勢を貫こうとしています。これらは、介護保険の導入で大幅に削減される一般会計の老人福祉費を回すだけで解決できる問題であります。佐藤市政の特徴を端的に言えば、政府の施策には積極的に迎合していくが、市民の福祉の向上や生活と営業を守るためには、政府の悪政に抵抗しても必要な独自の施策を展開していくという勇気は持ち合わせていないのではないかと指摘せざるを得ません。

以上の立場から、私たち日本共産党市議団は、平成 12 年度一般会計予算案を初め関連する幾つかの予算案に反対の態度を表明するものであります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。9 番伊藤忠男議員。

〔伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 私は、緑政会を代表して賛成討論を行います。

2000 年という節目の年、21 世紀の寒河江市をどのような方向に進めるか、大切な年であります。また、第 4 次振興計画の中間年にも当たっております。日本経済の長い不況のもと、地方自治体の財政状況は厳しい状況ではありますが、佐藤市長の高い行政手腕により、自主財源比率は年々向上し、自主財源比率 0.505 まで向上しておりますことは投資効果のあらわれであり、行政手腕を高く評価しているところであります。

一方、地方自治体にとっては、大きな変革のときであります。介護保険の 4 月よりのスタート、地方分権一括法の 4 月よりの施行など、地方を取り巻く環境は厳しい状況であります。そんな中で、財政健全化を図る行財政改革、限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努め、地域経済の再生、介護保険の実施、少子・高齢化への対応、自主的・主体的な地域づくりや環境の保全など、厳しい財政状況の中で市民の求めるニーズ、緊急に対応すべきものなど、将来を見据えた並々ならぬ配慮に配慮した平成 12 年度一般会計予算と判断し、全面的に賛成するものであります。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

この際申し上げます。

議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）の表決結果を申し上げますませんでしたので、改めて結果を申し上げます。

議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

以上です。次に移らせていただきます。

議第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議第 12 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

議第 13 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 13 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議第 14 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 14 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議第 15 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議第 16 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

議第 17 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 17 号は原案のとおり可決されました。

議第 18 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

議第 19 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 19 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

議第 20 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

議第 21 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

議第 22 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

議第 23 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

議第 24 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

議第 25 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。

議第 26 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 26 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

議第 27 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 27 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 27 号は原案のとおり可決されました。

議第 28 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

議第 29 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 29 号は原案のとおり可決されました。

議第 30 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

議第 31 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 31 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

議第 32 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 32 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

議第 33 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 33 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

議第 34 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 34 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

議第 35 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 35 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

議第 36 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 36 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 36 号は原案のとおり可決されました。

議第 37 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 37 号は原案のとおり可決されました。

議第 38 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 38 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

議第 39 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 39 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 39 号は原案のとおり可決されました。

議第 40 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 40 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 40 号は原案のとおり可決されました。

議第 41 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 41 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 41 号は原案のとおり可決されました。

議第 42 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

議第 49 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

議第 50 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

議第 52 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について委員長報告に対する質疑はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議第 54 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 54 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

議第 55 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 55 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 00 分
再 開 午前 11 時 01 分

〔議長交代〕

佐藤 清副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、次の諸君の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員、1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、以上の方は退席願います。

〔1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番 那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員退席〕

議第 56 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 56 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

この際、寒河江市土地開発公社役員、1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、以上の方の復席を求めます。

〔1 番佐竹敬一議員、4 番石川忠義議員、8 番鈴木賢也議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、20 番井上勝・議員、21 番 那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員復席〕

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 04 分
再 開 午前 11 時 05 分

〔議長交代〕

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第 57 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 57 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 57 号は原案のとおり可決されました。

議第 58 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 58 号は原案のとおり可決されました。

議第 59 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は継続審査に付することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は継続審査に付することに決しました。

請願第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 62、議案第 1 号から日程第 64、議案 3 号まで、3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 65、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 3 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 66、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号から議会案第 3 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 67、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議会議案第 2 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議会議案第 3 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第 68、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について議題といたします。

このことにつきましては、お手元に配付しておりますとおり、委員長による申し出があります。
お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

この際、お諮りいたします。

5 番荒木春吉議員から 3 月 7 日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第 64 条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、荒木春吉議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

平成 12 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 11 時 14 分

佐竹敬一議長 これで平成 12 年第 1 回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

寒河江市議会副議長 佐 藤 清

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 内 藤 明